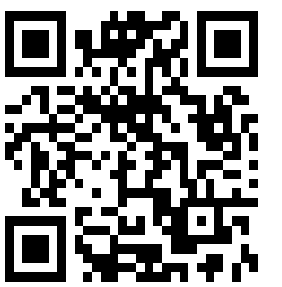




国会見学お待ちしております！

全国区・参議院議員

みつこ



4月 17 (火) と 19 (木) 5月 10 (木)

参議院議員会館集合、昼食自己負担、予約制です。

石井苗子

国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 1115 号室

メール mitsuko\_ishii02@sangiin.go.jp

HP http://ishiimitsuko.com/ 03-6550-1115

# 政策前進

## 次々と実現

3月22日と23日、石井苗子議員は委員会では合計4回の質問を担当。社会問題を解決していくために必要な法改正案を政府に提示しました。



石井議員は22日（木）東日本大震災復興特別委員会と法務委員会で、翌日23日（金）は環境委員会と法務委員会で質問。

日本が抱える社会問題を取りあげ、問題解決のために必要な法改正案を政府に提示しました。

### 無戸籍者への早期対応

戸籍がない無戸籍者への対策は喫緊の課題です。以前は戸籍がなければ

予防接種を始め就学ができず、結婚もできないと言われてきました。その後、無戸籍者をめぐる制度改正がなされた結果、現在では就学・結婚は戸籍の有無にかかわらず可能であること、健康保険証は戸籍ではなく居住実態の確認により可能であること、パスポートも無戸籍状態を解消するための手続を取っていることなどの要件を満たす場合には戸籍がなくても発給される時代になりました。

しかしながら無戸籍問題の本質は、子供を産んだ母親が様々な事情から出生届けを役所に出せないことです。

石井議員は父親が誰でもあってもいいから母親が無事子供を出産できたらその子供の戸籍ぐらい国が無条件で作ってあげればきと主張。

副大臣は「離婚した場合「仮戸籍をつくったとしても」などと、どうしても父親が誰であるかにこだわります。

石井議員は伝統的な家族の形を壊そうとしているのではなく、国がやるべ

きことは、生まれてきた子供は誰の子であつても戸籍をもつことができる社会にするための法整備が必要と訴えました。

来春の戸籍法改正を視野に入れた石井議員の活動が注目されています。

### 日系4世の受入拡大

日系4世の受入拡大は石井議員の主要政策です。毎年80万人もの労働力が日本では減少し、一方では外国人労働者が130万人と報道されるなど、日本経済は事実上外国人労働者に支えられているといえます。

そこで石井議員は日本にルーツを持つ方の入国を容易にすべきと主張。

日系人3世までは国内の在留資格があるものの、4世にはありません。そこで石井議員は海外の若者が日本で働きながら学べるワーキングホリデーの制度を提案。

法務省との度重なる折衝を経て、4月から「日系四世の更なる受入れについて」として石井議員の主張通りに制度がスタートします。

裏面に続く。



**がん患者への情報提供**

昨年3月15日、石井議員は東京大学名誉教授で恩師の大橋靖雄先生から学んだ「がん患者の情報アクセス」に関する課題を予算委員会でも示しました。

がん患者が治療に関する最新の情報を得るために出席した学会で、製薬会社のブースに入りにくいことは改善されるべきと石井議員が厚生労働省に伝えました。この課題を真摯に受け

止めた厚生労働省の若手専門官が呼応。

若手専門官はがん対策基本法に携わった課長補佐に相談。

その課長補佐は関係する部署のメンバーを巻き込み、ついに局長への意見具申へと至りました。

大橋靖雄先生の指南で動いた石井議員が予算委員会で意見開陳してからわずか一年。厚生労働省が有益な情報入手できるようになりました。

今後、「学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資料の一般参加者への配布について」の事務連絡が順次関係各位のもとに届き、がん患者への情報提供が充実します。

**特別養子縁組拡充へ**

石井議員は子どもの虐待問題に対して国がすべき政策を提案しています。出生数100万人割れ中絶は20万人、養護施設で育つ児童が4万人。日本が抱える少子化対

策はあらゆる方面から対策が必要です。

石井議員は、社会の大きな器で「今ある命」を守り育て上げること、その命を未来の日本の原動力に変えていくことが必要であると主張しています。

そのために、養育能力を持たない親から子を財産権のある養子として次の両親に引き継ぐ特別養子縁組制度の推進を主張してきました。

しかしながら特別養子縁組は民法の規定で、子の年齢が6歳未満に限られることから制度の不備を指摘する声がありました。

石井議員はイギリスやフランスでは養子年齢を18歳までとしているなど、社会がこの問題に真剣に取り組んでいることを累次の委員会でも言及。

政府が昨年7月に重い腰を上げ「新しい社会的養育ビジョン」として里親率の向上と特別養子縁組の倍増を目指すことを表明するに至りました。

今後、厚生労働省と法務省を中心に審議会が開催され、少子化対策の政策として特別養子縁組の年齢

要件引上げを含む議論が活発になります。

**舞台は決算委員会へ**

国会は平成30年度予算の審議を終え、平成28年度予算の決算審議が本丸となります。

石井議員は決算委員会の理事として税のムダをあぶり出し、同時に議員自らが身を切る改革を断行して改革を続けていく決意です。

今後とも皆様からのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(案の1)

事務連絡  
平成30年3月 日

各都道府県保健所設置市特別区  
衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資料の一般参加者への配布について (Q&A)

近年、患者による、医療用医薬品、医療機器及び再生医療等製品(以下、「医療用医薬品等」という)に係る情報を含む医療情報の収集活動の一環として、患者団体等による医学薬学関連学会への参加も行われることがありますが、当該学会において、個別企業による展示ブース等で患者等の医薬関係者以外の者に向けた情報提供が行われる場合の取扱いについて、下記のとおり、Q&Aを作成しましたので、御了知の上、格段の御配慮をお願いいたします。

記

Q 医学薬学関連学会において製薬企業等が設置・運営する展示ブース等において、医薬関係者向けの医療用医薬品等に関する広告資料を、主に医薬関係者に配布し、あわせて医薬関係者以外の一般参加者にも配布する行為については、医薬品等適正広告基準「5医療用医薬品等の広告の制限」にて禁止されている一般人を対象とする広告と解するのか。

A 学会における展示ブース等は、本来的に医学薬学関係者である学会会員を対象に設置されるものであることに鑑み、原則として、一般人を対象とする広告活動とは解さない。  
ただし、その際は、医薬関係者向けの情報提供資料であることがわかる何らかの工夫が必要である。  
また、例えば製薬企業等が医学薬学関係者以外の一般人の参加を想定し、患者向けの広告資料を別途作成して配布するなど、一般人を誘因する意図が確認できる際には、一般人を対象とする広告に該当することに留意する必要がある。

東京大学名誉教授・大橋靖雄先生のアドバイスで実現した厚生労働省の通知

**立川市選挙情報**

立川市議会議員選挙  
6月17日投票



www.yanagisawa.top

**柳沢たかお**



普段の苗子さん